

2011(平成23)年度
法務研究科 法務専攻(法科大学院)B日程 入学試験問題

「 刑 法 」

〈60分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

甲は、自動車販売店に行って、車を試乗したまま返却せずに、自分のものにしてしまおうと思い、町中にある自動車販売店に入った。甲は店員Vに対して、「新型の『シリウス』の乗り心地を確かめたいので、少しだけ試乗させてくれませんか。すぐにお返ししますから。」と申し出た。しかし、Vは、「お客様単独の試乗は店長から禁止されておりますので、私が同乗させていただきます。」と答えた。甲はVがなかなか言うことを聞かないため、思わず「チェッ」と舌打ちしたが、この店ではとにかく乗るだけ乗って、次のディーラーで目的を達成するかと思い直し、Vに対して、「それでいいよ。」と承諾した、

両名は、運転席に甲、助手席にVが着席して新車「シリウス」を発進させ、市街地を走行し始めた。車は次第に市街地を抜け、人里離れた山奥に入った。しかし、販売店を出発してから1時間経過しても甲が販売店に戻るような素振りを見せず、調子に乗って山道で運転を続けたため、Vは甲に対し、「乗り回すのもいい加減にして、直ちに店に戻って下さい。」と抗議したところ、甲はこの車が気に入ったため、やっぱりタダでいただこうという気になり、携帯していたジャックナイフを左手でVに対してかざし、Vを殺す気はなかったが、「おい、殺されたくなければ、ここで車を降りろ。」と低い声ですごんだ。

すると、Vは持参していた携帯電話で110番通報をしようとしたので、甲はとっさにそれを阻止しようと思い、携帯電話を叩き落とそうとして右手を助手席の方に伸ばしたため、ハンドルから甲の両手が離れてしまった自動車はガードレールを突き破って谷底に転落し、甲とVはそれぞれ重傷を負った。しかし結局、Vが携帯電話で何とか行なった110番通報によって現場に駆けつけた警察官により、甲は逮捕された。

甲の罪責を論じなさい(但し、特別法違反及び建造物侵入罪を除く)。

以上

法律科目試験（刑法）参照条文抜粋

刑法 第一編 総則

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（緊急避難）

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

（故意）

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。

3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

（心神喪失及び心神耗弱）

第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

第四十条 削除

（責任年齢）

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

（自首等）

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕する

ことができる。

2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

第八章 未遂罪

(未遂減免)

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(未遂罪)

第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。

第二編 罪

第二十六章 殺人の罪

(殺人)

第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百条 削除

(予備)

第二百一条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(未遂罪)

第二百三条 第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第二十七章 傷害の罪

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(同時傷害の特例)

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第二十八章 過失傷害の罪

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

第三十章 遺棄の罪

(遺棄)

第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(遺棄等致死傷)

第二百十九条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

以上